

(別記様式1)

EU 向けペットフード等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

各地方農政局長

消費・安全局畜水産安全管理課長

） 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本通知別記様式2に基づく証明書について、下記の事項の裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。なお、提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

また、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことについて了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づいて、貴局（課）及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

記

- 1 平成23年3月11日より前に製造されたものであること。
- 2 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び岩手県（以下「福島県等10都県」という。）以外の地域において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。
- 3 福島県等10都県以外の地域において製造され、積み出しまでの過程において放射性物質に暴露されることなく、福島県等10都県の積み出し地経由で輸出されるものであること（5から8までにより検査が行われるものを除く。）。
- 4 群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及

び岩手県において製造及び積み出しされるものであること（5から8までにより検査が行われる場合を除く。）。

- 5 静岡県において生産又は加工された茶・きのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 6 山梨県、長野県、新潟県又は青森県において生産又は加工されたきのこ類を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 7 福島県において製造されるもの又は福島県等10都県において生産若しくは加工された別表1の福島県等10都県それぞれの対象品目を50%以上含有するものであって、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。
- 8 生産又は加工地が不明な原料を50%以上含有するもので、放射性セシウム（ ^{134}Cs 及び ^{137}Cs ）について検査した結果、EU規則で定められた基準未満のものであること。

（当てはまる項目いずれか1つに印をしてください。）